

田村市水道事業運営審議会（第2回）会議概要

1. 日 時 平成26年10月23日（木） 13:30～14:10
2. 場 所 田村市船引公民館 第2研修室
3. 出席委員 吉田美政（会長）、横山紀男（副会長）、宗像住孝、安藤一善、松江百合子、柳沼秀夫、永井弘純、坪井都一、遠藤テル子、樽井俊壽、坪井怜子（敬称略）
4. 議 題 田村市水道事業料金統一に伴う水道使用料の改定について

5. 会議の概要と主な意見

吉田会長からのあいさつ後、事務局（田村市水道事業所）から、本審議会の資料及び会議の概要は、田村市ウェブサイト等において公開されることについて説明がなされた後、協議「第1回審議会への対応について」の説明が行われた。

委員から出された主な意見は、以下のとおり。

（坪井委員）

- 当時（前回）の価格のお話の中で一年間くらい二分の一ということだったのが、料金的には結果的に同じになりますよね。住民の精神的な面からいくと二段階に組まれたほうがいいんじゃないかということですが、料金面からいくとおなじくなるわけですね。こちらへんは、水道事業所の方でも利用者にアピール、説明できるようにしていただければね、委員として私たちも都路から出ているけども、田村市の水道の運営全体をみなくてはいけないわけですから異議はないです。

（吉田会長）

- そうですか。遠藤さんは、よろしいですか。同意見で。

（遠藤委員）

- はい。

（吉田会長）

- ということですが、みなさんのほうで特別ございませんね。

（出席委員）

- （はい）

（吉田会長）

- ということでみなさん、お聴きのとおりでございます。

事務局のほうでそのように記録を残してください。

（事務局）

- それでは答申案もみなさんに見ていただいてそれを含めて、ご決定いただきたいと思っておりますので、こちらの方で資料3の答申案についてご説明申しあげます。

（吉田会長）

○ はい、ひとつお願いします。どうぞ

(事務局)

○ 答申案について説明

(吉田会長)

○ 只今の説明でおわかりいただいたと思いますが、いかがですか。

(出席委員)

○ (わかりました。)

(吉田会長)

○ そういうことで、みなさん異議ありませんか。

(出席委員)

○ (異議なし)

(吉田会長)

○ そういうことで事務局どうぞ。

(事務局)

○ それでは、今回の答申の運びとさせていただきますが、今日ここに市長出席しておりません。市長のほうも公務いろいろと、とりこんでございまして、本日答申というわけにいきませんので会長さんのほうから市長の日程調整をしたうえで都合のいい日時に、会長さんのほうから田村市水道事業運営審議会会長というかたちで代表して会長さんのほうから答申いただきたいと思います。そのへんで了解いただければありがたいと思います。

(出席委員)

○ (異議なし)

(吉田会長)

○ わかりました。異議なしという声があったのですが、市長の都合、そして私の都合等もございましてのであわせてその中で市長に答申をしたい。こういうふうにかんがえますが、それでよろしいですか。

(出席委員)

○ (異議なし)

(吉田会長)

○ はい、ありがとうございます。事務局そういうことでございますので、そのようなかたちで前に進めてください。

(事務局)

○ 4の報告説明、今回の水道料金、値上げも含めて統一料金ということになってしまうので当然その統一料金については、すべて独立採算の運営まではこぎつけることはできませんが、少しでも事業の運営の方でも経費節減を図ってなんとか水道事業の運営に貢献していきたいという考えで今回提案報告とさせていただきましたので、なにとぞご理解をお願いしたいと思います。

(吉田会長)

- 只今、いろいろとありました。皆さん方から何かございましたら拝聴したいと考えますが、ございませんか。

(樽井委員)

- 未収金の回収ということですが、この額はどのくらいになっているのか。さしつかえなければ

(事務局)

- 未収金につきましては合併前の平成2年から平成26年でございますから、24年の未収金ということで、トータルですと約6,700万円ございます。それで、通常ですと死亡して回収できなくなったもの、払わないでどこかへ行ってしまったもの。それから払うとは言っているんですけども未だに払えない人、そういった人の分になればさらにそれからは減るんですが、実質毎年いままで給水停止という部分についての措置をしてこなかった。合併後7年くらいしてこなかったのですが、昨年からは給水停止をするということで皆さんにご理解をいただいて何件か止めております。そういったことで納めてくれる人も、むりやりとってるといわれると困るんですが、そうした内容も含めて強力に進めてまいりますので、できるだけこの未納金が早急に減るような対策として、先ほど説明しました給水停止するという内容についてはそういったことで進めてまいります。実質、今までの話を市民の方には、どうせ水道は止めねえんだから払わなくていいべという人もいます。と話は伺っております。昨年の4月ころから止めるという通知を出しております。そうしたことで収納率は上がってきておりますので、引き続きこちらのほうでも取り組んでまいりたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

(吉田会長)

- 樽井さん、おわかりいただいたと思いますが、今の説明の中で死亡してしまった、という方もおりますよとそれから行方不明になった方もいると、ただ、いるにはいるんだけど、なかなかお支払いいただけない。3種類くらいになっておるわけですか。

とくに我々としてはこの、行方不明になった方、死亡した方については取ろうとしてもなかなか難しいのではないのかな。で現在、おられる方でどうにか払ってもらえるように説得して、少しでも多くなんとかしてもらおう。こういうことで樽井さんよろしいと違いますかね。何かあれば

(永井委員)

- 悪質未納者に対する給水停止の基準というのは。

(吉田会長)

- 基準とかはあるんですか。

(事務局)

- 悪質とみなされる部分については、通常3カ月を超えて未納の人についてはその使用者に対してお支払いするようにということで年に4回ほど催告書を出しています。それで

お金を、これしかないんだけどもと言って払ってくれている人についてはそこで、確約書を本人から、支払い計画書ですか提出していただいて毎月これしか収入がなくてこれしか支払えません。では、毎月これだけ払ってくださいよ。とこれを書いてもらっています。実質書いてくれた人、あるいは書かなかった人、全然そういったことに応じない人には、給水停止しますよ。という通知を出します。それでまってください。払います。という人は、悪質とはみない。それでもなおかつ無視している。払う気がない。という人を悪質という部分で止めていくということでやっております。それが給水停止の対象者ということになっております。

(吉田会長)

- そうですね。今、わかりやすく説明をいただきました。納得いったかなというように思います。

悪質と認めることは、どの辺までがどうなのか。それについては、この仕事に参加している皆さんでないと我々はちょっと判断が難しいかなと思います。努力をしているようですからお任せしたいなと思いますがいかがですか。

(出席委員)

- (異議なし)

(遠藤委員)

- ちなみに都路で未納になっている方はおりますか。

(事務局)

- 都路地区の場合は、加入件数が今月で180世帯、180件くらいありますが、都路の場合通常の場合はございませませんが、今月は2件ほどございまして、都路は、ほとんど100パーセント回収できています。

(吉田会長)

- ということで、ごくろうさまです。

あと、ほかに、横山さんどうぞ

(横山委員)

- この更新工事ということで、アスベストの管は全部更新工事ができてるんですか。

(事務局)

- 水道事業所の遠藤でございます。老朽管更新、アスベスト管まだ田村市内に相当数残っております。船引地区、滝根、大越地区、常葉については現在利用している国庫補助事業でほぼ解消できるのではないかなと。でありますので平成23年度まで国の方で老朽管更新事業ということでアスベスト管の解消に努められる国庫補助事業があったわけなんです、23年度でここでおわりということで、船引と大越で実施しておったんですが、それ以降この補助事業がなくなったものですからそこでストップしてしまった。あとは道路改良事業、下水道改良事業その他の関連事業でやらなくてはいけないというふうなところで、アスベスト管などが入っているところは更新をしていくというふうなことでございます。また、これから10キロ以上あるのですが、できる範囲の中で

計画を図っていききたいなと考えているところでございます。ご理解を賜りたいと思いません。

(吉田会長)

- よろしいでしょうか。そういうことで、できるだけ努力をしてください。あと、他に皆様のほうから。はい、どうぞ。

(坪井委員)

- ちょっとお伺いしたいのですが、メーター器の（耐用年数は）計量法で何年と決まっていますよね。その中で相当古いところがあると思うんですが、そういう順から交換しているのかどうか。壊れたところだけ直しているのかどうか。

(事務局)

- いま、坪井委員さんからご質問がございましたメーター器については8年間というのが計量法で定められております。

そういった中で毎年、設置後8年間ということで水道のデータの中から拾い出しをいたしまして、すべて交換をすすめておる状況であります。それぞれ各家庭の中において止水栓、水道の本管のところから一番最初にある水道でいじることのできる止めるやつ。ならびにあとなかには、メーター器を交換したいんですがコンクリートで固められちゃったりして、あと昔からのメーター器、小さいやつとか、いろいろな支障があって一部交換できないものもあるんですがそれらについては水道事業にある予算の中でできるものについては、そのなかで回収しながらやっている部分もあるんですが、状況によってできないというのものもあるんですが、年間の中で約九十何パーセントは対象のものについては交換していると。一部交換できないものもあるわけですが、それらも今後解消していかなくてははいけない。

これらは必ず交換しなくてははいけないという国の計量法でありますので、この解消には努めてまいりたいと考えております。

(吉田会長)

- おわかりいただいたでしょうか。

(坪井委員)

- はい、わかりました。

(吉田会長)

- そういうことでできるだけ努力をしてください。

ほかに何か。はいどうぞ。

(永井委員)

- 将来的なことなんですけれども、今回料金の改定をしたことによって市の補助金が5,000万円程度に減るということなんです。平成30年度をめぐりに新体制に移行することなんですけれども、それまで毎年市の方の持ち出しになると思うんですけれどもその間に料金の改定は考えないのでしょうか。

(吉田会長)

○ はい、事務局

(事務局)

○ 今回の料金統一に含めて料金の改定をしますが、それが6,500万円くらいの増が図られる。今現在一般会計からの水道事業に対する補助金が約1億、これから平成27年から32年までの補助金の見込み額を出しましたところ1億1,500万円という補助金の必要性がでてきました。今回改定した後に、先ほどお話しましたいろいろの経費節減策を模索しながら、できれば5,000万円よりも補助金を減らせる体制そういったものも含めて29年ころには再度料金のそういったものも含めて、再度料金の見直しを進めていきたいというような内容で考えております。

(吉田会長)

○ いかがでしょうか。

(永井委員)

○ 努力をしたうえでね。さらに見直すこともありうるということですね。はい。

(吉田会長)

○ もちろん努力をして。こういうことでございます。はい、ご理解いただけますね。

(永井委員)

○ はい。

(吉田会長)

○ ほかにありませんか。宗像委員さんありませんか。

(宗像委員)

○ とくにございません。

(吉田会長)

○ みなさんいかがですか。ありませんか。

無いようでございますので、事務局の方ではいかがでしょうか。

(事務局)

○ 事務局もありません。

(吉田会長)

○ そういうことであれば、閉じてよろしいでしょうか。

皆様方のご協力をいただきましてこの審議滞りなく終えることができました。ありがたいものと感謝を申しあげまして私の担当これを持ちまして下ろさせていただきます。ありがとうございました。